

わが家のアイドル



蓮台寺にお住いの
外岡 敬基さん・利恵さんの

りゅうせい
長男 **流星** くん (0歳3か月)

寝ること、ミルクを飲むこと、
おしゃべりが大好きです！
あ、パパとママも大好きです！

みなさんのお宅のアイドルを募集しております。市役所へどしどしお寄せください！

防災対策補助制度を ご活用ください



問合せ先 防災安全課防災係 (窓口⑩) ☎364145

1. 耐震シェルター

整備事業費補助金

一部屋型の耐震シェルターを整備する際の費用を一部助成します。

対象者

- ① 市内に住民登録のある方
- ② 耐震シェルターを整備しようとする住宅、併用住宅の所有者又は居住者(賃貸借契約又は使用貸借契約による居住の場合を除く)
- ③ 申請者本人及び世帯員全員が市税を滞納していないこと

補助対象

- ① 市内にある昭和56年5月31日以前に建てられた、又は工事に着手した2階建て以下の木造住宅で、居住に使用しているもの
- ② 耐震診断を受けて、上部構造評点が10未満のもの
- ③ 耐震診断後、耐震補強工事を行っていない住宅に整備するもの

補助対象経費

- ・耐震シェルター本体の購入費

・耐震シェルターの設置に要する経費
※床下・附帯工事を除く

補助額

対象経費の2分の1以内の額
※上限額15万円

2. 感震ブレイカー

整備費補助金

地震の際に自動的にブレイカーを落として、電気火災を防ぐ感震ブレイカーの設置に対する補助制度です。

対象者

- ① 市内に住宅又は併用住宅を所有又は新築する個人
- ② 市内の住宅又は併用住宅に居住する個人

補助対象経費

感震ブレイカーの購入費及び設置工事費
補助額 対象経費の3分の2以内の額(上限額5万円)

◎購入・工事前に

申請をお願いします

1・2の補助金交付については、あらかじめ市への申請が必要です。詳細については市ホームページをご覧ください。お問い合わせてください。

3. 家具等転倒防止

促進事業費補助金

家具等の転倒を防ぐための器具を取付け後、領収書の発行日から起算して3か月以内に、取り付けた箇所の写真、内訳の分かる領収書を添えて申請してください。

対象者

市内に住民登録のある方で、器具を設置する住宅の所有者又は居住者

補助額

- ① 器具を購入し、自分で取り付ける場合
購入費の2分の1(上限額1万円)
- ② 器具の取付けを業者に依頼する場合
器具代の2分の1(上限1万円)及び取付費の2分の1(上限額1万円)

家具等とは…

タンス、冷蔵庫、テレビ、食器、図書などのことです。
転倒防止器具とは…

家具等の転倒・転落を防ぐための金具、突っ張り棒、ベルトなどのことです。

申請書類

申請書類は、防災安全課防災係(窓口⑩)又は市ホームページから取得可能です。



伊豆縦貫自動車道を早期完成しよう!!

「伊豆縦貫自動車道ロゴマーク」を利用して、伊豆縦貫自動車道の整備促進と活性化を県内外にPRしましょう!! ご利用方法については、以下の市ホームページをご覧ください。

■ 下田市ホームページ <https://www.city.shimoda.shizuoka.jp/>